

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そのと日)

如

示

鳥取県知事第43十七号

家畜改良増殖法(昭和二十九年法律第一百九号)第四条第一項第二号の種畜證明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により公示する。

平成6年1月十八日

鳥取県知事 西 尾 召 次

四 次

◆如 示 種畜證明書の交付(畜産課)

獣医療を提供する体制の整備を図るための計画(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

種畜證明 書番号	名 前	品 種	生 年 月 日	產 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は所在地 及び民名又は名称
					父	母		
平 鳥 取 縣 第 1 號 5	第2東天	黒毛和種	平成4年4月8日	日野郡日南町	東天	ほつひかり	1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場
平 鳥 取 縣 第 2 號 5	智頭平茂	"	平成4年7月20日	八頭郡智頭町	東平茂	ちづたまふく	"	"

獣取県知事第四三十八号
獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十一条第一項の規定に基いて、
平成十二年度を目標年度とする鳥取県における獣医療を提供する体制の整備
を図るための計画を次のとおり定めたので、同条第四項の規定による知
事令である。

平成六年一月十八日

鳥取県農業・園芸・田舎政策部

鳥取県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画

第1序文

本県の畜産は、経営の規模拡大により農業の基幹的部門として成長して
きている。近年、各畜種において飼養戸数の減少、粗生産額の伸びの鈍化
等はみられるものの、特に大家畜を中心として土地利用型農業の基幹作目
として期待されている。とりわけ中山間地域の農業振興及び水田農業の活
性化を推進していく上では、重要な役割を担っている。こうしたことから、
平成12年度を目標年度にした第6次鳥取県総合計画（以下「6次総」とい
う。）においても、肉用牛を中心とした飼養頭数の報加、個体能力の向上、
より集約的な経営の進展等が見込まれている。

このような中で、産業動物分野においては、家畜衛生技術の向上、自衛
防疫組織の整備等により家畜伝染病の発生は減少した。しかし、飼養規模
の拡大に伴い慢性疾病が顕在化するとともに、家畜の生産能力が向上する
中で、個体の生産機能に密接な関連を有する疾病的発生が増加しており、
疾病的発生様相も複雑化、多様化する傾向にある。このため、従来の個体

診療はもとより、農場単位の集団予防衛生管理技術等の提供が求められる
ようになっている。

また、県民の食品の安全性への関心が一段と高まる中で、安全な畜産物
の安定的生産を確保するために、獣医師の一層の関与が求められている。
更に、バイオテクノロジーの進展に伴い、関連先端技術の畜産への応用に
ついても、畜産の生産性の一層の向上を図る上で必要不可欠な技術として、
獣医師の関与が期待される等獣医療を取り巻く環境は大きく変化してきて
いる。

これに対し、獣医療の提供については、産業動物開業獣医師の高齢化が
進行するとともに、農業関係団体等における新規獣医師職員の確保が困難
となる等の課題が生じている。このまま推移すれば、今後の畜産の発展に
大きな影響を及ぼすとともに、獣医師不足により獣医療サービスが低下する
地域の発生が懸念される事態となっている。

また、犬、猫等一般家庭で飼育される動物（以下「小動物」という。）
については、動物愛護思想の普及、高齢化・核家族化の進展等による県民
のライフスタイルの変容に伴い、小動物の飼育世帯数が増加してきている。
それとともに、疾病的発生も複雑化、多様化しており、飼育者からは高度
な診療、広範な保健衛生指導をはじめとする質の高い獣医療サービスが求
められている。

このような状況に対処するため、獣医療法第11条第1項の規定に基づき、
平成12年度を目標とした本県における獣医療を提供する体制の整備を図る
ための計画を定めることとした。

産業動物分野においては、農業関係団体等の診療施設の拡充整備はもと
より、診療機器等の計画的な整備を促進し、診療の的確化及び迅速化並び

に診療内容の高度化を推進する。また、家畜保健衛生所を中心として、地域における病害鑑定機能の充実、検査能率の向上等を図るとともに、獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携の促進を図り、獣医療の効率化を推進する。更に、獣医学学生の産業動物獣医療分野への誘導及び女性獣医師の働きやすい職場環境づくりの促進等により獣医師の確保を図り、獣医療サービスの安定的提供に努める。

また、小動物分野においては、診療技術の習得体制及び保健衛生指導の充実を促進し、診療技術の高度化及び保健衛生指導の強化を推進する。

第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物の診療施設の各地域における開設状況は、次のとおりである。

(単位：カ所)

地 域 (平成4年12月現 在)	診 療 施 設 数	開設主体の種類別内訳				
		農業共済組合連合会(組合以下「農協」とい う。)	農業協同組合(以下「農連」とい う。)	その他の法人	個人開業者	個人開業
東部	11	1	1	2	4	3
中部	14	2	1	3	1	7
西部	18	1	1	4	1	11
合計	43	4	3	9	6	21

注) 往診診療者等を含む。

(2) 主要な診療機器等

産業動物の診療施設における主要な診療機器等の各地域における整備状況は、次のとおりである。

(单位:力所)

地 域	診療施設の区分 (平成4年12月現在)	主要な機器等の整備状況													
		解剖施設	焼却施設	検査施設	パソコン通信機器	血液生化学分析装置	電気泳動分析装置	各クロマトグラフ	原子吸光分析装置	血球自動計数装置	X線装置	超音波診断装置	心電心音計	酵素抗体診断装置	蛍光顕微鏡
東部	県	1	1	1	1	1						1		1	1
	農共連			1		1									
	農協			1											
	その他の法人			3											
	個人開業者														
	小計	1	1	6	1	2						1		1	1
中部	県	1	1	2	1	2	1	1	1			1	1	2	2
	農共連			1		1	1						1		
	農協			2		1						1			
	その他の法人			1											
	個人開業者			2		2	1					1	1		
	小計	1	1	8	1	6	3	1	1			3	2	1	2
西部	県	1	1	1	1	1	1					1		1	1
	農共連			1		1									
	農協			2											
	その他の法人			1											
	個人開業者			6		2					1	1			
	小計	1	1	11	1	4	1				1	1	1		1
県全体	県	3	3	4	3	4	2	1	1			3	1	4	4
	農共連			3		3	1						1		
	農協			5		1							1		
	その他の法人			5											
	個人開業者			8		4	1				1	1	1		
	計	3	3	25	3	12	4	1	1		1	5	2	1	4

2 診療施設の整備に関する目標

本県の産業動物分野における獸医療の提供は、個人開業獸医師が主体となって行っており、その形態も往診診療が主となっている。従つて、診療施設（診療機器及び診療用車両を含む。以下同じ。）の整備に当たっては、個人開業獸医師における整備が過剰な設備投資にならないよう配慮しつつ、家畜保健衛生所、鳥取県農業共済組合連合会家畜診療所（以下「農共連診療所」という。）等の施設の機能及び業務の連携体制の目標を定め、各施設の計画的整備を行い、診療的確化及び迅速化並びに診療内容の高度化を促進する。

(1) 各診療施設の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜疾病の予防及び畜産物の安全性の確保を図るため、各家畜保健衛生所の地域における病性鑑定機能の充実、検査能率の向上等を推進し、その検査機器等を産業動物診療獸医師にも利用される等により効率的活用に努める。また、飼育動物の保健衛生に関する知識の普及及び啓発のための研修施設等の充実を計画的に推進する。

イ 家畜病性鑑定所

家畜保健衛生所の対応が困難な病性鑑定を行うため、家畜病性鑑定所の病性鑑定機能の高度化等を推進する。また、鳥取大学附属家畜病院（以下「大学病院」という。）等との連携を図り、診断技術の開発と迅速かつ的確な診断体制の確立に努める。

ウ 農共連診療所

農共連診療所は、地域における産業動物診療の中核的な診療施

設であることから、診療施設の整備を促進し、その検査機能を産業動物診療獸医師にも利用させる等効率的活用を推進する。

エ 個人又は農協その他法人の開設施設

本県においては、個人開業獸医師が獸医療提供の主体である。その診療施設の整備に当たっては、過剰な設備投資にならないよう配慮し、往診診療の効率化、診療内容の高度化等を図る上で必要な機器等の整備を主体に促進する一方で、家畜保健衛生所、農共連診療所等の診療施設の利用を推進する。

また、農協等の開設する診療施設についても、往診診療を主とした診療体系であることから、今後とも同様の方針で整備を推進する。

(2) 地域ごとの診療施設の整備目標

ア 東部地域

東部地域の畜産は、乳用牛、肥育牛及び採卵鶏が主体であり、6次総においては今後とも飼養頭羽数の増加が見込まれている。乳用牛については、多頭飼育の進展とともに濃厚飼料多給型の飼養形態となっているため、第4胃変位、関節炎等による廃用が増加しているほか、乳房炎、繁殖障害の病傷の発生も多い。

一方、肥育牛については、肺炎及び急性鼓膜による死廢が多い。このため、これらの病害に適切に対応する上で必要と考えられる診療機器等を主体に整備を促進する。

また、採卵鶏については、集団予防管理衛生への適切な対応を図る上で必要な検査機器等を主体に整備を促進する。

イ 中部地域

中南部地域の畜産は、各畜種とも県内の飼養頭羽数の多くを占めており、6次総においては今後も飼養頭羽数の増加が見込まれている。

乳用牛については、関節炎等による廃用、また乳房炎、消化器病等の病傷が多く、肥育牛については、関節炎、肺炎及び急性肝炎等による死産が多い。このため、これらの疾患に適切に対応する上で必要と考えられる診療機器等を主体に整備を促進する。

また、豚及びブロイラーについては、集団予防管理衛生への適切な対応を図る上で必要な検査機器等を主体に整備を促進する。なお、本地域の獣医療の提供は、個人開業獣医師が主体となっているが、家畜保健衛生所、農共連診療所の効率的活用による対応を前提として、農共連診療所を中心に必要な診療機器等の整備を図るものとする。そして、個人開業施設については、過剰な設備投資にならないよう配慮しつつ、その整備を推進する。

更に、飼育動物の保健衛生に関する知識の普及及び啓発を図るために、飼育動物の保健衛生に関する知識の普及及び啓発を図るために、家畜保健衛生所の研修施設等の整備を計画的に推進する。

ウ 西部地域

西部地域の畜産は、乳用牛、肉用繁殖牛、豚及びブロイラーが主体であり、6次総においては今後とも飼養頭羽数の増加が見込まれている。

乳用牛については、個体の泌乳能力の向上とともに繁殖障害の発生が増加しているほか、関節炎、第4胃変位及び周産期疾病による墮胎による墮胎が多い。肉用繁殖牛については、繁殖障害及び難産の発生も多い。このため、これらの疾病に適切に対応する

上で必要と考えられる診療機器等を主体に整備を促進する。

また、豚及びブロイラーについては、県内の主要な飼養地域であることから、これらの家畜における集団予防管理衛生への適切な対応を図る上で必要な検査機器等の整備を促進する。

なお、本地域の獣医療の提供も、個人開業獣医師が主体となっているが、家畜保健衛生所及び農共連診療所の効率的活用による対応を前提として、地域の中核診療施設である農共連診療所の診療機器等を主体に整備を図るものとする。そして、個人開業施設についても、過剰な設備投資にならないよう配慮しつつ、その整備を推進する。

第3

1 獣医師の確保に関する目標

平成12年度を目標年度とする産業動物獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

地 域	平成4年12月現在の 獣 医 師 数	目標年度における 獣医師の確保目標
東 部	16	15
中 部	23	25
西 部	22	23
合 计	61	63

2 獣医師の確保対策

産業動物診療分野への誘導を図るための措置として、産業動物獣医師確保特別修学資金給付事業を効果的に活用することとし、社団法人鳥取県畜産会が、同会に設置されている「鳥取県ふるさと獣医師確保基金」によって行う獣医系学生に対する修学資金給付事業（以下「給付事業」という。）を併せ実施し、家畜保健衛生所等の獣医師職員を含めた産業動物獣医師の計画的な養成と確保を図る。なお、給付事業の実施に当たっては、産業動物分野における獣医療の実態と本県畜産に対する理解を深めるため、県内畜産関連施設等における現地研修及び若手勤務獣医師との交流等の場を積極的に提供する。

また、女性獣医師がより積極的に活躍できるよう、県、農業関係団体等が中心となって、女性獣医師の働きやすい職場環境づくりを促進する。その一方で、家畜保健衛生所、農業関係団体等の勤務獣医師の退職者及び未就業の女性獣医師の有効活用を推進するため、社団法人鳥取県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）等の協力を得て希望就業分野別のリストを作成し、求人及び求職に関する情報を提供することともに、家畜保健衛生所と農共連診療所の連携のもとに産業動物診療に必要な技術の習得の機会を提供する。

更に、診療の効率化を図るため、集団予防管理衛生技術の研修と既存の業務で得られた農場単位ごとの各種検査成績に基づく衛生情報を提供し、養豚経営及び養鶏経営における管理獣医師制度の定着化を促進する。

第4 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

産業動物診療施設の整備に関する目標及び産業動物診療獣医師の確保

に関する目標を達成するため、計画的な取り組みが必要と見込まれる以下の地域を、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として指定する。

地 域	地 域 内 の 市 町 村 名							
東 部	鳥取市 国府町 岩美町 福部村 気高町 脊野町 青谷町 郡家町 船岡町 河原町 八東町 若桜町 用瀬町 佐治村 智頭町							
中 部	倉吉市 羽合町 泊 村 東郷町 三朝町 関金町 北条町 大栄町 東伯町 赤穂町							
西 部	米子市 境港市 西伯町 金見町 岸本町 日吉津村 淀江町 大山町 名和町 中山町 日南町 日野町 江府町 満口町 (2市11町1村)							

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療に関連する施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進する。

当面、個人開業獣医師等による整備が困難と考えられる検査機器については、家畜保健衛生所がその優先的な利用に配慮することとし、診療機器については、農共連診療所の診療機能の活用を推進する。また、更に高度な診断については、家畜病性鑑定所の機能を活用する体制の整備を促進とともに、大学病院との有機的な連携を推進する。

更に、診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、情報交換の場として地域の自衛防疫協議会の定期例会等を活用し、家畜保健衛生所、農業

関係団体、個人開業獣医師等獣医療関連機関相互の情報交換の組織化を図る。また、養豚経営及び養鶏経営等における集団予防管理衛生に適切に対処するため、家畜保健衛生所等による抗体検査、生化学検査成績等及び県内食肉衛生検査所から提供される食肉衛生検査成績等のデータの収集、整理及び蓄積を行い、獣医療情報の提供システムの整備とその活用を推進する。

なお、管理獣医師等の活動の円滑化のため、集団予防管理衛生技術のうち特殊な機器や施設を必要とするものについては、家畜保健衛生所、民間検査機関等の機能の活用を図る等により業務の連携を推進する。

第6 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

産業動物分野における獣医療については、農場単位での集団予防管理衛生技術及び超音波診断装置等による精度の高い診断技術に対する需要が増大するとともに、家畜人工妊娠技術等の新技術を応用した高度な獣医療技術の提供が求められている。そこで、これらの新しい獣医療技術の開発及び普及を推進することとし、獣医師に対する獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備を図る。

また、小動物分野における獣医療については、より高度で広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されてきており、飼育者の要請に適切に対応した獣医療技術を提供し得るよう、診療技術の習得体制、保健衛生指導等の充実の促進を図る。

1 卒後研修

本県においては、今後、獣医師免許の新規取得者が毎年見込まれる。そこで、卒後研修の積極的な受講を推進するため、産業動物分野では

大学病院又は隣県の獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項に規定する農林水産大臣指定診療施設を、小動物分野では財團法人鳥取県動物臨床医学研究所等を、それぞれ卒後研修の場とし、これらの施設での受講受入れを仲介するとともに、情報提供等に努める。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

ア 最新の検査技術や家畜人工妊娠等の先端技術については、家畜保健衛生所等の獣医師職員を農林水産省家畜衛生試験場等において開催される家畜衛生講習会及び技術研修会等に参加させ、その習得を図る。そして、家畜保健衛生所の施設等を活用して、当該職員を講師とした技術研修会を計画的に開催することにより、広く技術の普及に努める。

イ 臨床技術研修については、社団法人全国農業共済協会が開催する研修会等への参加の促進を図るとともに、その伝達講習等により各地域における獣医師の診療技術の向上を図る。

ウ その他県獣医師会等における学会、研修会及び講習会の開催の推進を図るとともに、県が開催する畜産技術業績発表会等への参加の促進を図る。

(2) 小動物分野

動物愛護思想の普及等により、高度な診療技術の提供と保健衛生に関する指導が要請されていることに対応するため、県獣医師会等による学会、研修会及び講習会の開催並びにこれらへの参加の促進を図る。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に必要な事項

1 飼育者の衛生知識の普及・啓発等

産業動物分野においては、家畜の健康の維持・増進を図るために、家畜飼育者が衛生管理を適切に実施することが重要であり、自衛防疫活動を強化するとともに、家畜衛生関係事業等を通じて家畜飼育者に対する衛生知識の普及及び啓発に努める。

また、小動物分野においては、小動物の適切な健康管理を図るため、県獣医師会等の協力による健康相談活動を推進し、飼育者に対する衛生知識の普及及び啓発を促進するとともに、小動物生産者及び小動物関連産業従事者に対しても、獣医師による保健衛生指導の徹底を図る。

2 広報活動の充実

飼育動物の緊急な疾病への適切な対応が要請されることから、夜間及び休日における診療体制の整備について関係者の合意形成を促進することともに、夜間及び休日に診療を提供する診療施設に関する、県獣医師会及び市町村の広報媒体等を活用した広報活動を推進する。

また、産業動物分野では、自衛防疫団体、県獣医師会等の発行する広報紙等の活用を、小動物分野では、県獣医師会等によるパンフレット等の活用をそれぞれ促進し、飼育者に対する衛生知識等の普及及び啓発に努める。

鳥取県知事 第 四 九 号

土地収用法（昭和三十六年法律第二百十九号）第一〇一条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり公示する。

平成六年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 四 次

1 起業者の名称

東伯町

1 事業の種類

東伯町立東伯小学校移転新築事業

II 起業地

1 収用の部分 東伯郡東伯町大字鈴原免地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による巡回の縦覧場所
東伯郡東伯町大字徳万五九一—一

東伯町役場